

令和6年度鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島神宮を背景とした情緒あふれる街並みの形成を図るため、令和6年度鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(補助対象区域、経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区域は、鹿島神宮周辺地区地区計画区域のうち、別図に掲げる地区整備計画の区域（以下「計画区域」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、計画区域における建築物等及び外構（以下「補助対象建築物等」という。）に係る別表第1に掲げる鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備修景基準に適合する工事及び設計委託に要する費用とし、種別、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条第2項の工事及び設計委託を行おうとする補助対象建築物等又はその敷地の所有者又は借主で、規則第4条に規定する要件を満たすものとする。

2 規則第4条第1項の市税等は、市税及び国民健康保険税とする。

(審査委員会の設置)

第4条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2の規定による地区計画の区域内における行為に係る届出（以下「届出」という。）があった場合は、審査・指導を行うため、地区計画の区域内における建築物等の行為の届出に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

2 審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請事前協議書を補助事業に着手しようとする日の30日前までに市長に提出しなければならない。ただし、既に届出があり、かつ、審査委員会との協議が済んでいる場合は、この限りでない。

2 市長は、審査委員会の意見を聞いて、補助金交付申請事前協議書の内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の内示をするものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を令和6年12月25日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 補助事業計画書（様式第1号その1）
- (3) 収支予算書（様式第1号その2）
- (4) 補助事業（工事）決算内訳書（様式第1号その3）
- (5) 図面（①位置図，②配置図，③平面図，④立面図（着色））
- (6) 現況写真
- (7) 土地及び建物登記簿謄本
- (8) 同意書（様式第1号その4）（借主が申請する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定の通知）

第7条 市長は，審査委員会の意見等を参考に，前条の規定による申請の内容が適当であると認めるときは，補助金の交付を決定し，補助金交付決定通知書（様式第2号）により，速やかに当該申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は，様式第2号その1とする。
（事業着手）

第8条 補助事業者は，前条第1項の規定による通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，前条第1項の規定による通知を受ける前に補助事業に着手しようとする者は，審査委員会の協議後に事業着手承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は，前項の規定による申請の内容が適当であると認めるときは，事業着手承認書（様式第4号）により，速やかに当該申請をした者に通知するものとする。
（申請の取下げ期日）

第9条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は，補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（補助事業の計画変更等）

第10条 規則第12条第1項の補助事業計画変更申請書は，様式第5号とする。

- 2 市長は，規則第12条第1項の承認をしたときは，補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により，補助事業者に通知するものとする。
（補助事業の中止等）

第11条 規則第12条第2項の補助事業中止（廃止）届出書は，様式第7号とする。

- 2 市長は，規則第12条第2項の承認をしたときは，補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により，補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は，補助事業が予定の期間内に完了しないとき，又はその執行が困難になったときは，速やかに書面により市長に報告し，その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査等への協力）

第12条 補助事業者は、市長が補助事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他物件の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月1日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、翌年度の予算措置が可能な場合は、この限りでない。

- (1) 実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業の概要及び成果書(様式第9号その1)
- (3) 収支決算書(様式第9号その2)
- (4) 補助事業(工事)決算内訳書(様式第9号その3)
- (5) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (6) 契約書の写し
- (7) 工事完成写真(工事前の現況写真と対比できるもの)

(補助金の額の確定通知)

第14条 市長は、補助金の額が確定したときは、補助金確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付決定取消通知書)

第15条 規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金交付請求書)

第16条 規則第20条第2項の請求書は、補助金交付請求書(様式第11号)とする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、当該補助対象となった補助対象建築物等を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物等を処分するときは、補助事業者は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 規則第23条第2項の市長が補助金等の交付の目的及び当該財産等の耐用年数を勘案して定めた期間(以下「処分制限期間」という。)は、補助金の額が確定した日から起算して10年とする。
- 4 処分制限期間内に第2項の承認を受けようとする補助事業者(以下「処分者」という。)は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、財産処分承認・不承認通知書(様式第13号)により、処分者に通知するものとする。
- 6 前項の場合において、処分者が補助金の確定額に処分制限期間から経過年数を差

引いた年数を乗じ、処分制限期間で除して得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還したときは、市長は、原則承認するものとする。ただし、補助対象建築物等の一部を処分する場合にあっては、補助金の確定額に処分箇所に係る補助対象事業費を補助対象事業費で除して得た率（その率に少数点第2位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた率）を乗じるものとする。

（財産破棄の制限）

第17条の2 補助事業者は、補助金の額が確定した日から起算して10年が経過した日までの期間（以下「廃棄制限期間」という。）、当該補助対象となった補助対象建築物等を廃棄してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物等を廃棄するときは、補助事業者は、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認は、前条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、「処分制限期間」とあるのは、「廃棄制限期間」と読み替えるものとする。

（再補助）

第18条 既に補助金の交付を受けた補助対象建築物等においては、補助金の交付を受けた年度を含め20年以内は、補助金の交付の対象とはならないものとする。ただし、災害により、復旧するための改築や修繕等を行うもの若しくはその他市長が特に認めるものについては、この限りでない。

（実績内容等の公開）

第19条 市長は、補助事業の実績内容等を年度終了後2か月を経過した日から公開することができるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種別	項目		鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備修景基準						
建築物等	建物本体	屋根瓦	<p>1 屋根は，和瓦（J形瓦）等を用いた傾斜屋根とし，無彩色又は無彩色に近似した色とする（周辺との美観，風致を損なわないものであれば一部でも可能）。</p> <p>2 屋根，ひさし等の軒裏は，たる木及び野地板あらわし等の和風装飾仕上げとする。</p>						
		外壁	<p>1 外壁及び腰壁は，木材，漆喰，石張り等の自然素材等を用いた和風仕上げとし，できる限り素材を生かすこととする。</p> <p>2 外壁又はこれに代わる柱の面積の5分の4以上の部分においては，マンセル表色系の値を下記の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="571 752 1198 909"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>N（白，灰，黒）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（黄赤）	4以下	N（白，灰，黒）	—
		色相	彩度						
	Y R（黄赤）	4以下							
	N（白，灰，黒）	—							
	開口部	<p>1 通りから見える開口部は，木製又は和風サッシとする。</p> <p>2 窓には，可能な限り和風面格子を取り付ける。</p> <p>3 出入口は，可能な限り格子戸形式のものとする。</p> <p>4 色彩は，黒，茶等を基調とする。</p>							
建築設備等	<p>テレビアンテナ，高架水槽，屋上階段室，冷暖房機の室外機，ダクト等の配管等は通りから目立たないところに設置し，又は和風装飾のルーバー，面格子等で隠すようにする。</p>								
広告物等	<p>広告物及び看板は，木製を基本とし，落ち着いたきのある和風のイメージで統一する。</p>								
外構	敷地	<p>建物のアプローチは，敷地が面する通りとの連続性や調和に配慮した舗装，しつらえとする。</p>							
	塀さく	<p>通りに面して設ける垣又はさくは，生垣，竹垣又は板塀を基本とし，それ以外についても，表面にしつくい塗り，石張り又はこれらに類する和風仕上げが施されているものとする。</p>							

別表第2(第2条関係)

種別		補助対象経費	補助率	限度額
工 事	建築物等	建築物の新築, 増築, 改築, 修繕又は模様替えに要する工事費のうち, 外観に係る経費	2分の1	100万円
	外構	敷地内のアプローチの整備に係る工事費のうち, 沿道からの景観に影響する部分の経費 塀, さくの築造に係る経費	2分の1	50万円
設計委託		上記工事を行うための設計, デザイン等の委託に係る経費。ただし, 上記工事を行う場合に限る。	3分の2	20万円

備考

- 1 工事に係る補助金の額は, この表の補助対象経費に補助対象経費の区分に応じそれぞれに定める補助率を乗じて得た額とする。ただし, 建築物等の工事に係る補助金の額と外構の工事に係る補助金の額とを合算して得た額が100万円を超えるときは, 100万円を上限とする。
- 2 設計委託に係る補助金の額は, この表の補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし, その額が20万円を超えるときは, 20万円を上限とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てた額とする。

別図（第2条関係）

